

官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について（案）

平成 28 年 12 月 14 日
官民競争入札等監理委員会

官民競争入札等監理委員会の当面の進め方は以下のとおりとする。

1. 官民競争入札等監理委員会

公共サービス改革基本方針案（対象事業の選定を含む）、官民競争入札又は民間競争入札（以下、「官民競争入札等」という。）の法第 9 条第 5 項又は法第 14 条第 5 項に基づく実施要項案及び法第 7 条第 8 項に基づく評価案についての審議のほか、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

原則、月 1 回程度の開催とするが、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、監理委員会運営規則第 3 条に基づき書面審議を行うこととする。

2. 入札監理小委員会

法の対象事業に選定された事業について、官民競争入札等の実施要項案の策定に関する調査検討及び当該事業の終了にあわせて行う評価案に関する調査検討等を行う。

なお、A・B・Cの3グループで分担し、担当分野は原則として以下のとおりとする。

- Aグループ：施設管理、試験・研修、調査業務 等
- Bグループ：IT関係、統計、物品調達業務、発注者支援業務等、
航空関係調達、国有林間伐、公園管理、政府米販売 等
- Cグループ：年金等収納、相談業務、登記簿交付、放射能関係、
雇用政策関係、刑務所業務、特許関係業務 等

3. 公共サービス改革小委員会

国の行政機関等に対し、官民競争入札等の対象事業の選定等に関する調査検討を行う。本小委員会に、施設・研修等分科会及び公物管理等分科会を設置する。

④地方公共サービス小委員会

法第4条2項に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する必要な措置について調査検討を行うこととする。

⑤その他の活動

官民競争入札等監理委員会令第7条に基づき、「業務フロー・コストの分析・情報開示に関するワーキンググループ」が設置されており、引き続きその活動を進めるものとする。また、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行され10年経過したことから、「あり方検討に関するワーキンググループ」を本年5月に活動を開始しており、引き続きその活動を進めるものとする。

以 上